

山梨県立あけぼの医療福祉センター入所児（者）等  
給食業務委託に係る総合評価一般競争入札公告

山梨県立あけぼの医療福祉センターが発注する入所児（者）等給食業務委託に係る契約は、総合評価一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年4月14日

山梨県立あけぼの医療福祉センター　所長　畠山　和男

**1 総合評価一般競争入札に付する事項**

- (1) 業務名 山梨県立あけぼの医療福祉センター入所児（者）等給食業務
- (2) 履行場所 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1  
山梨県立あけぼの医療福祉センター
- (3) 履行期間 契約の日から令和10年7月31日まで  
(給食供給期間 令和7年8月1日から令和10年7月31日まで)
- (4) 業務内容 山梨県立あけぼの医療福祉センター入所児（者）等給食業務委託実施仕様書  
(以下「仕様書」という。)で定める内容であること。

**2 総合評価一般競争入札の参加資格**

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
  - エ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより再生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に基づく山梨県物品等入札参加有資格者名簿において「給食」又は「給食・調理」に係る登録を受けている者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。
- (5) その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1  
山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課  
電話番号 0551-22-6111  
FAX 0551-22-7890  
メールアドレス akbn-iryo@pref.yamanashi.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年4月28日（月）までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

##### ア 直接交付

この公告の日から令和7年4月28日（月）までの県の休日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、（1）に掲げる場所において直接交付する。

##### イ 電子メールによる交付

電子メールで入札説明書を請求するときは、件名に「入所児（者）等給食業務委託総合評価一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、（1）に掲げるメールアドレス宛てに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話連絡を行うこと。

なお、山梨県立あけぼの医療福祉センターのホームページにある問い合わせフォームから請求しないように注意すること。

#### (3) 事前連絡

入札説明書の交付を希望する者は、事前に（1）の電話番号に連絡すること。

#### (4) 入札説明書の取扱い

入札説明書は他者への配付を禁止とする。

(5) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和7年4月28日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに（1）の住所に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限までに当センターで受領したものに限る。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和7年5月2日（金）までに書面により通知する。

(7) 入札説明会及び現場説明会の日時及び場所

令和7年4月21日（月）午後1時30分

山梨県立あけぼの医療福祉センター 1階 会議室

なお、この公告に係る入札に参加するためには、本説明会及び現場説明会に必ず出席しなければならない。

(8) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年5月13日（火）午後1時30分

山梨県立あけぼの医療福祉センター 1階 会議室

(9) 入札方法

ア 落札決定は総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。

提出は、入札当日に（8）に規定する場所に直接持参し入札するか、（1）に掲げる住所へ、令和7年5月12日（月）午後4時（必着）までに、入札説明書に従い、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。

郵送により入札書等が提出された場合は、あけぼの医療福祉センター担当者から入札者又はその代理人に対して、電子メール又は電話で個別に結果を連絡することとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不當に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 4 落札者の決定方法

- (1) 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。
- ア 入札価格が、規則第127条の規定により定められた予定価格の範囲内であること。  
ただし、予定価格の範囲内であっても、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、低入札調査委員会の審査を行うものとし、審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、不適格とする。
- イ 技術提案書において、入札説明書に添付する「入所児（者）等給食業務受託技術評価基準」で指定する評価項目全ての記載があること。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。  
この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせて決定する。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
規則第108条の2第2号の規定により、これを免除する。  
ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条第1項の規定により、違約金を徴収するものとする。
- (3) 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。  
ただし、規則第109条の2各号の規定（別記「参考規定」参照）に該当するときは、これを免除する。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 違約金の有無  
有
- (6) 前払金の有無  
無
- (7) 長期継続契約  
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、落札者が契約締結までの間に、2に掲げる入札参加資格のうち一つでも満たさない場合は契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

## 別記「参考規定」

### 山梨県財務規則 拠粹

#### (契約保証金の納付の免除)

第百九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 令第百六十九条の七第二項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 六 契約金額が五十万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が必要ないと認めたとき。